

1. はじめに

料金改定の経緯

・平成29年11月 ～

出雲市長から出雲市水道料金等審議会へ諮問。
7回の審議会を開催し、慎重な審議・検討を実施。
※審議会委員は、大学教員や税理士等の有識者、
地元企業や各種団体及び市内各地域からバランス
よく選出された代表者4名を含む12名の方です。



・平成30年10月

出雲市水道料金等審議会から出雲市長へ答申。

・平成31年3月

議会で出雲市水道事業給水条例一部改正(料金改定)を可決。

2. 概要

概要～平成30年度末の概要

- ・給水区域内人口 約145,700人
- ・給水人口 約144,400人
- ・普及率 99.1%
- ・給水戸数 約55,500戸
- ・給水面積 236.48km²
- ・水道管の総延長 1,777km
 - 鹿児島県から北海道までの距離に相当する長さがあります。
 - 給水人口1人当たりの管路延長
出雲市 12.3m(全国平均5.6m(平成27年度末))

概要～水道施設の役割

種別	主な役割	主要な水道施設
取水施設	水源から需要に応じて原水を取り入れる	上島水源地 来原水源地
導水施設	取水された原水を浄水場まで導く	
浄水施設	水源から送られてきた原水を飲用に適するように処理する	来原浄水場 灘分浄水場 日の出浄水場
送水施設	浄水場から配水池まで浄水を送る	
配水施設	給水区域の需要に応じて、適正な水圧で需要者に供給する	向山配水池 新愛宕山配水池

水源地～上島水源地(出雲地域)



概要～水道施設の役割

種別	主な役割	主要な水道施設
取水施設	水源から需要に応じて原水を取り入れる	上島水源地 来原水源地
導水施設	取水された原水を浄水場まで導く	
浄水施設	水源から送られてきた原水を飲用に適するように処理する	来原浄水場 灘分浄水場 日の出浄水場
送水施設	浄水場から配水池まで浄水を送る	
配水施設	給水区域の需要に応じて、適正な水圧で需要者に供給する	向山配水池 新愛宕山配水池

浄水場～来原浄水場(出雲地域)



概要～水道施設の役割

種別	主な役割	主要な水道施設
取水施設	水源から需要に応じて原水を取り入れる	上島水源地 来原水源地
導水施設	取水された原水を浄水場まで導く	
浄水施設	水源から送られてきた原水を飲用に適するように処理する	来原浄水場 灘分浄水場 日の出浄水場
送水施設	浄水場から配水池まで浄水を送る	
配水施設	給水区域の需要に応じて、適正な水圧で需要者に供給する	向山配水池 新愛宕山配水池

配水池～向山配水池(出雲地域)



3. 事業の状況

現状

現状

水道事業は、厳しい「冬」を迎えています。

人口減少、節水機器の普及

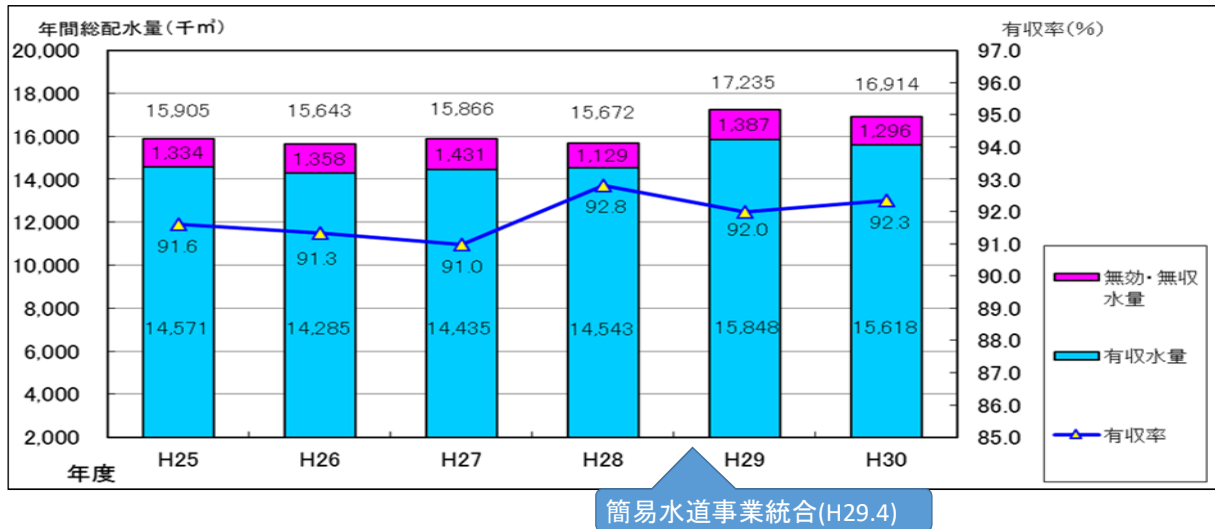


給水量の減少




料金収入の減少、経営環境の悪化

現状～年間総配水量と有収率

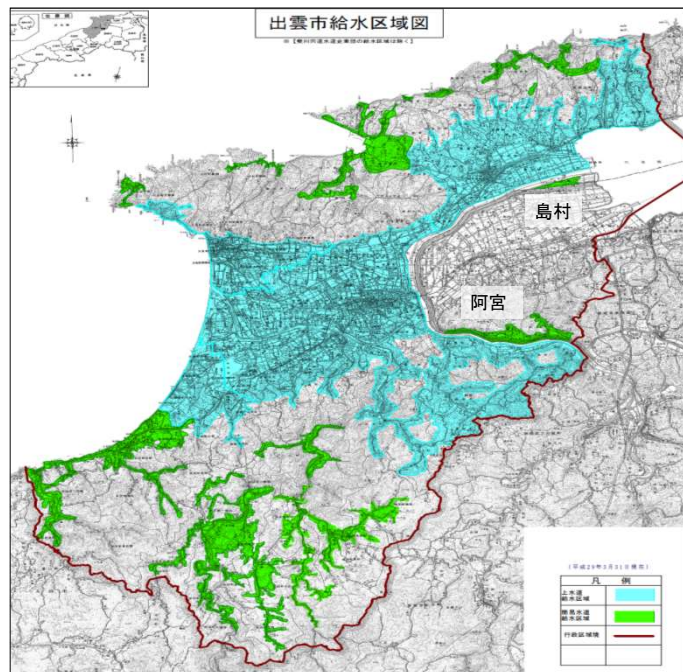


現状 ～給水区域図 (平成28年度末)

【簡易水道事業】
・給水人口が101人以上
5,000人以下の小規模な
水道事業のこと

 簡易水道給水区域

※阿宮及び島村簡易水道事業は、平成29年4月から
斐川水道水道企業団に統合しました。



現状～簡易水道統合の背景

簡易水道事業は、規模が小さく、地理的条件等から経営基盤がぜい弱
料金収入だけでなく税金も投入して運営

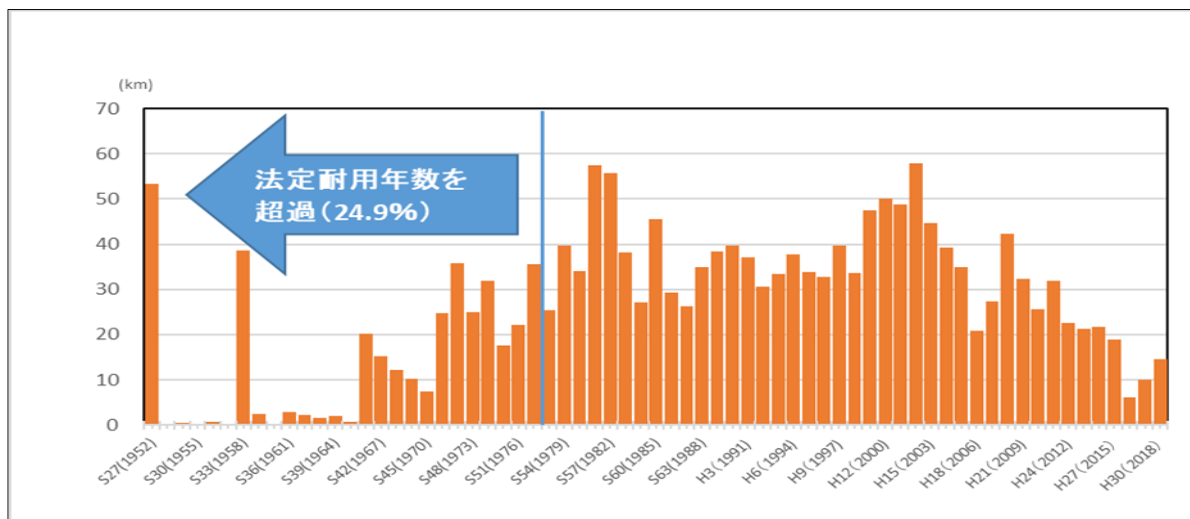
地域住民に対するサービス水準の維持・向上を図るために、
維持管理の効率化、災害などの危機管理への対応強化等

効率的な経営体制の確立が必要であり、統合へ

3. 事業の状況

施設の状況

施設の状況～管路の布設年度別延長



参考～老朽化(老朽化で漏水した水道管)



漏水発生場所：出雲市湖陵町（平成30年）

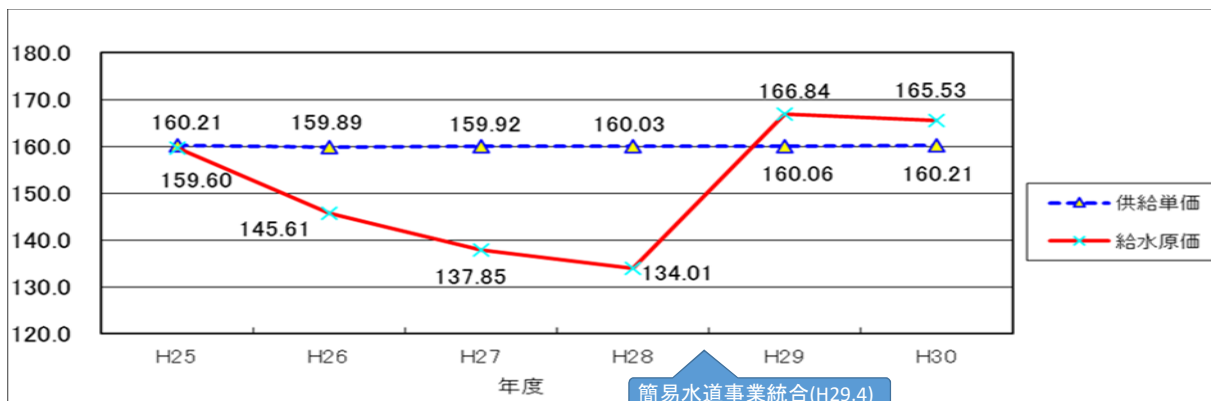
施設の状況～区分別管路延長

管種	管路延長	うち耐震管路延長	(H30年度更新延長)	耐震化率
① 基幹管路	139,137 m	51,145 m	2,615 m	36.8%
② 配水支管	1,637,699 m	140,957 m	12,049 m	8.6%
合計 (①+②)	1,776,836 m	192,102 m	14,664 m	10.8%

3. 事業の状況

経営状況

経営状況～給水原価と供給単価の推移



給水原価・・・1m³作るのに必要な経費

供給単価・・・使用者からいただく1m³あたりの平均単価

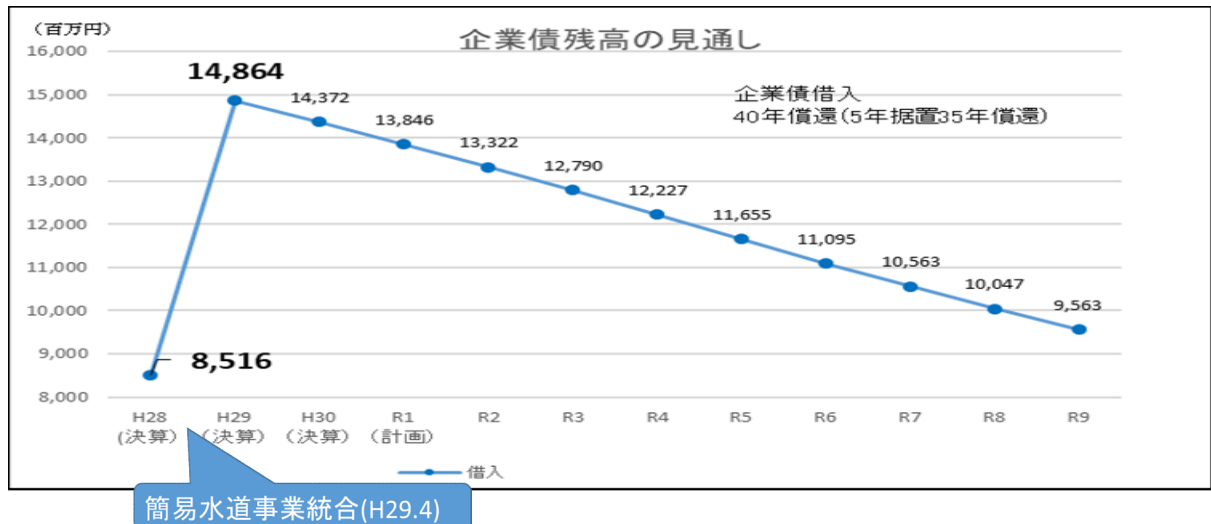
経営状況～過去3年間の収益的収支

(単位: 百万円 税抜)

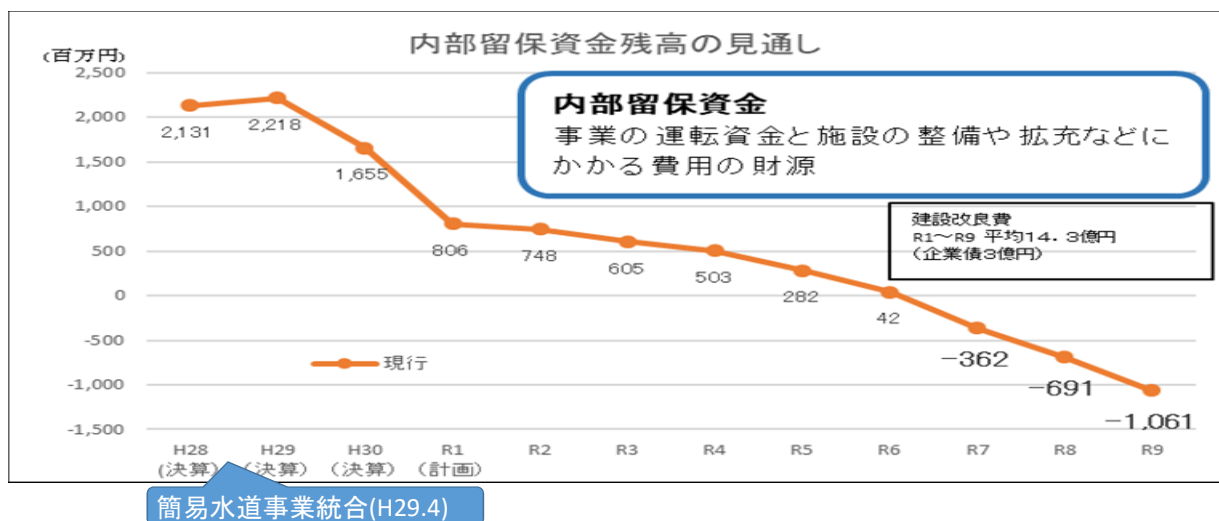
区 分	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
営業収益	2,403	2,637	2,633
営業費用	2,137	2,803	2,825
(営業収益-営業費用=)営業利益	266	△ 166	△ 192
純利益	580	181	162

簡易水道事業統合(H29.4)

経営状況～企業債残高の見通し



経営状況～内部留保資金残高の見通し



4. 課題とその解決

課題～平成30年の主な自然災害

発生日	地震名等	最大震度	断水戸数
平成30年1月～2月	寒波による凍結被害(北陸地方、中国四国地方)		約3.6万戸
平成30年6月18日	大阪北部を震源とする地震	6弱	約9.4万戸
平成30年7月	7月豪雨(広島県、岡山県、愛媛県等)		約26.3万戸
平成30年9月	台風21号(大阪府、京都府、和歌山県等)		約1.6万戸
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	7	約6.8万戸

課題とその解決

安全・安心な水の安定供給



経営の安定化、施設整備の推進



料金改定による収入の確保

5. 料金改定の基本的な考え方

料金改定の基本的な考え方

1. 料金を算定する期間
2. 建設改良にかかる費用
3. 企業債
4. 内部留保資金残高

料金改定の基本的な考え方

～1. 料金を算定する期間

【厚生労働省の指導等】
おおむね将来の3年から5年を基準に
設定することが適当



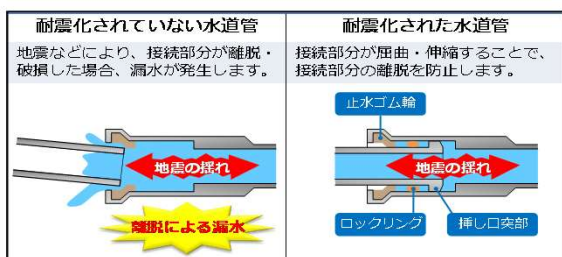
これを踏まえ、料金算定期間を
「令和2年度から令和5年度」までの
4年間としました。

料金改定の基本的な考え方 ～2. 建設改良にかかる費用

建設改良費の考え方

建設改良費 年平均14.3億円(管路10.3億円、構造物・設備3億円、人件費1億円)

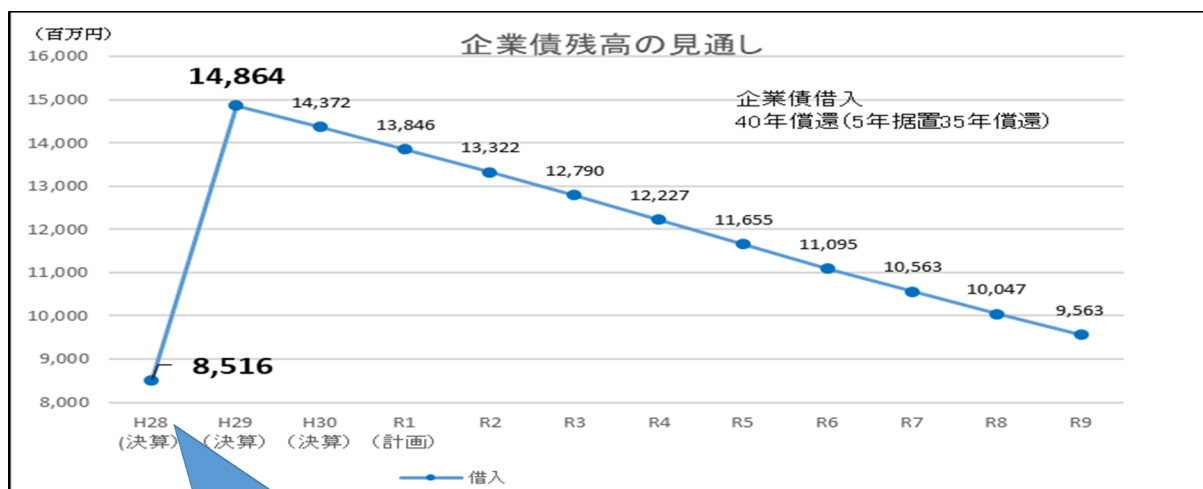
管路更新率 0.7%(130年で更新)⇒1%(100年で更新、基幹管路等は、おおむね60年で更新)



(耐震継手型ダクタイル鋳鉄管の性能イメージ)

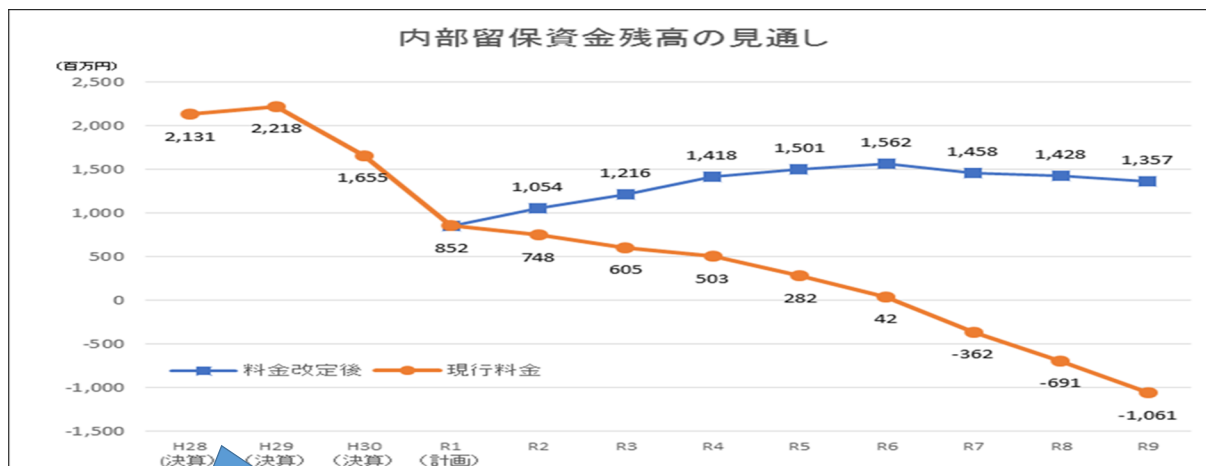


料金改定の基本的な考え方 ～3. 企業債(資料:再掲)



簡易水道事業統合(H29.4)

料金改定の基本的な考え方 ～4. 内部留保資金残高



簡易水道事業統合(H29.4)

6. 料金改定

料金改定～新料金表(令和2年4月1日～ 平均改定率12.5%)

【新料金表】 令和2年4月～ (1か月につき)(単位:円 消費税10%込み)

メーターの口径	基本料金	従量料金 (㎡当り)				50㎡を超えるもの	
		8㎡まで	8㎡を超え 16㎡までの分	16㎡を超え 25㎡までの分	25㎡を超え 50㎡までの分		
13mm							
20mm	1,276	166.1	181.5	200.2			
25mm	10.5%	15.0%	15.0%	15.0%			
30mm	2,035 12.5%						
40mm	2,123 12.5%				237.6 12.5%	237.6 9.1%	
50mm	2,805 12.5%						
75mm	3,322 12.5%	209.0 15.0%	214.5 13.0%	222.2 13.0%			
100mm	18,150 428.8%						
150mm	19,250 103.7%						
200mm	101,200 417.7%						

□ は、給水原価を下回っている単価(H30決算の給水原価183円/㎡(消費税10%込み))
 ・単価下部の%(パーセント)は、消費税抜きの現行単価から新単価のアップ率。ただし、基本料金は10円未満を切り捨て、従量料金は1円未満を切り捨てしているため、本来の率とは差異があります。

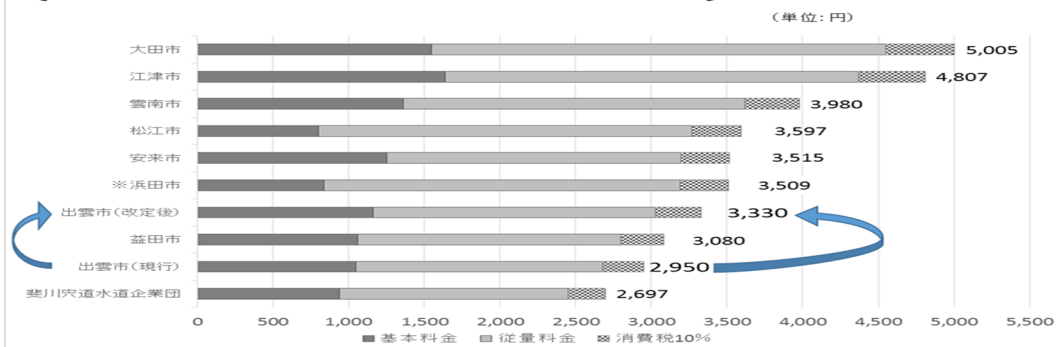
■ 網掛 は、従量料金単価の水量範囲を統合したもの

料金改定～参考

(例) 一般家庭が2か月で水道を40㎡使用される場合の料金(消費税10%込み)
 【現行】5,900円 ⇒ 【改定後】6,660円(1か月あたり 3,330円)

島根県内8市等の家庭用(口径13mm)月額料金比較(グラフ)

〔 ・1か月20㎡使用した場合の水道料金
 ※浜田市は、令和2年10月1日以降の激変緩和措置に対応する水道料金 〕



7. 料金改定の時期

料金改定の時期（令和2年4月1日からの適用）

○令和2年3月31日以前から継続してご使用の方

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
偶数月 検針地区	検針	旧料金	検針	新料金	検針	新料金	検針
奇数月 検針地区	旧料金	旧料金	検針	新料金	検針	新料金	検針
	支払月	支払月	支払月	支払月	支払月	支払月	支払月

○令和2年4月1日以降に使用開始された方

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
偶数月 検針地区			使用開始 検針	新料金	検針	新料金	検針
奇数月 検針地区			使用開始	新料金	検針	新料金	検針
				支払月		支払月	
					支払月		支払月

8. 今後の水道料金

今後の水道料金

今後も、4年を目安に水道料金等審議会を設置して、適切な水道料金等の検討をするとともに、事業運営を適切に行い、できる限り安い水道料金となるような経営に取り組みます。

皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

水道料金改定 資料

1. 改定の理由

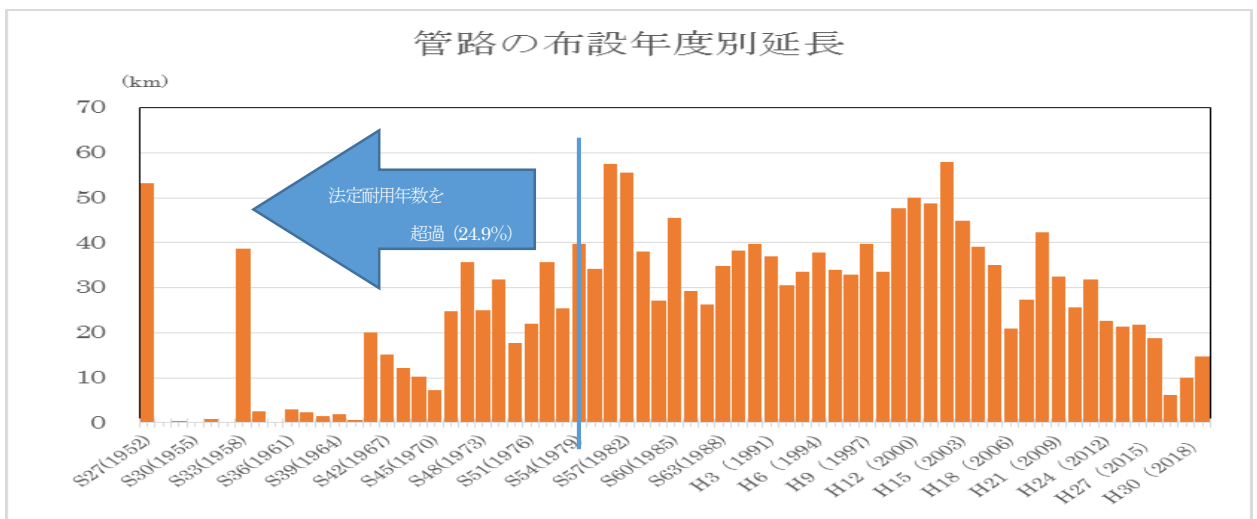
施設整備の推進

施設の現状

- ・水道管の総延長 1, 777 km (給水人口1人あたり12.3m) 全国平均5.6m
- ・構造物・設備 340箇所 (うち浄水場 12箇所)

(1) 老朽化の進行

法定耐用年数(40年)超過管路…24.9% (約442 km) 全国平均13.6%



(2) 耐震化の遅れ

耐震化率

- ・基幹管路 36.8% (51km) 全国平均39.3%
※導水管、送水管、口径350mm以上の配水管
- ・管路全体 10.8% (192km)
- ・構造物・設備 2割程度 (施設数割合)

区別管路延長

(平成31年3月末現在)

管種	管路延長	うち耐震管路延長	(H30年度更新延長)	耐震化率
① 基幹管路	139,137 m	51,145 m	2,615 m	36.8%
② 配水支管	1,637,699 m	140,957 m	12,049 m	8.6%
合計 (①+②)	1,776,836 m	192,102 m	14,664 m	10.8%

整備の推進

- ・管路の更新計画

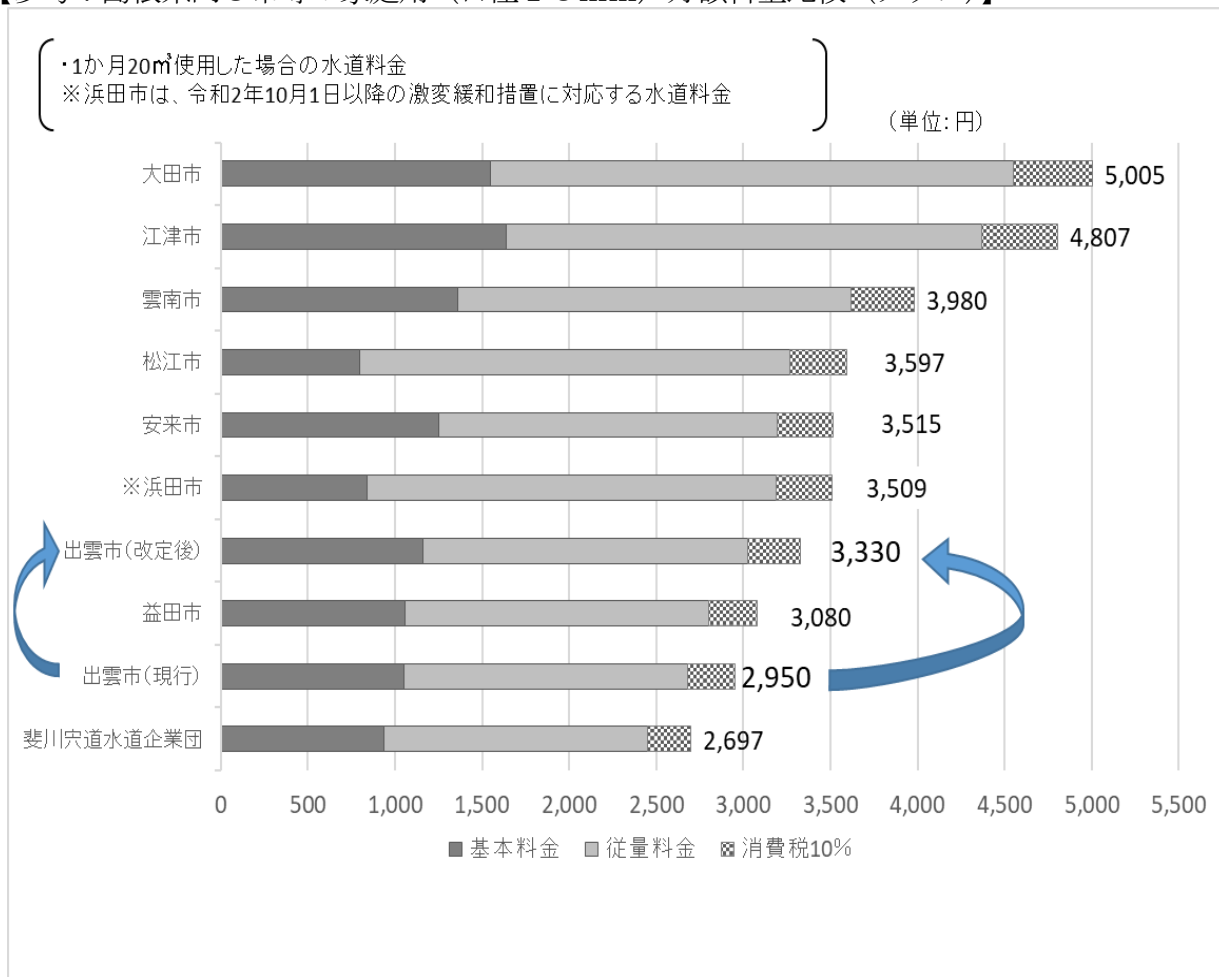
管路全体延長1,777kmの更新率を0.7%（130年で更新）から1.0%（100年で更新）程度に引き上げ、基幹管路等の配水管については、おおむね60年で更新することができます。

- ・近年全国的に大規模な災害が発生する状況にあり、安心安全な施設を将来世代に残すために、早期に老朽化した施設の更新及び耐震化の取組が必要です。

【参考：平成30年の主な自然災害】

発生日	地震名等	最大震度	断水戸数
平成30年1月～2月	寒波による凍結被害（北陸地方、中国四国地方）		約3.6万戸
平成30年6月18日	大阪北部を震源とする地震	6弱	約9.4万戸
平成30年7月	7月豪雨（広島県、岡山県、愛媛県等）		約26.3万戸
平成30年9月	台風21号（大阪府、京都府、和歌山県等）		約1.6万戸
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	7	約6.8万戸

【参考：島根県内8市等の家庭用（口径13mm）月額料金比較（グラフ）】



2. 改定内容

- (1) 平均改定率 12.5% (供給単価160円/m³→180円/m³)
- (2) 従量料金の区分 5区分から4区分に変更
(50m³を超える区分を1区分に統合)
- (3) 改定の時期 令和2年(2020)4月1日からの適用
(継続して使用されている方は、6月検針7月請求分から)
- (4) 新料金表

【新料金表】令和2年4月～ (1か月につき)(単位:円 消費税10%込み)							平均使用 水量(m ³)	料金 (円)	増額分	改定率
メーター の口径	基本料金	従量料金 (m ³ 当り)				50m ³ を超え るもの				
	8m ³ まで	8m ³ を超え 16m ³ までの分	16m ³ を超え 25m ³ までの分	25m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え るもの					
13mm							15	2,438	267	12.3%
20mm	1,276	166.1	181.5	200.2			20	3,330	380	12.9%
25mm	10.5%	15.0%	15.0%	15.0%			45	8,242	1,002	13.8%
30mm	2,035 12.5%						134	31,150	3,274	11.7%
40mm	2,123 12.5%				237.6	237.6	208	48,821	4,751	10.8%
50mm	2,805 12.5%				12.5%	9.1%	518	123,159	10,966	9.8%
75mm	3,322 12.5%	209.0 15.0%	214.5 13.0%	222.2 13.0%			1,118	266,236	22,901	9.4%
100mm	18,150 428.8%						4,269	1,029,741	99,645	10.7%
150mm	19,250 103.7%						1,770	437,079	45,248	11.5%
200mm	101,200 417.7%						10,619	2,621,551	292,310	12.5%

【現行の料金表】令和元年10月～ (1か月につき)(単位:円 消費税10%込み)							平均使用 水量(m ³)	料金 (円)
メーター の口径	基本料金	従量料金 (m ³ 当り)				50m ³ を超え 100m ³ までの分		
	8m ³ まで	8m ³ を超え 16m ³ までの分	16m ³ を超え 25m ³ までの分	25m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え るもの			
13mm							15	2,171
20mm	1,155	145.2	158.4	174.9			20	2,950
25mm							45	7,240
30mm	1,815						134	27,876
40mm	1,892				211.2	217.8	208	44,070
50mm	2,497						518	112,193
75mm	2,959	182.6	190.3	196.9			1,118	243,335
100mm	3,432						4,269	930,096
150mm	9,449						1,770	391,831
200mm	19,547						10,619	2,329,241

□ は、給水原価を下回っている単価(H30決算の給水原価183円/m³(消費税10%込み))

・単価下部の%(パーセント)は、消費税抜きの現行単価から新単価のアップ率。ただし、基本料金は10円未満を切り捨て、従量料金は1円未満を切り捨てしているため、本来の率とは差異があります。

■ 網掛 は、従量料金単価の水量範囲を統合したもの